

被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会について

内閣府防災担当

1. 趣旨

被災者生活再建支援法については、平成19年に定額渡し切り方式による支給方法の導入や年齢・年収による支給要件の撤廃などを内容とする大幅な改正が行われたが、この改正に際し、衆議院及び参議院の災害対策特別委員会において、「支援金の申請及び支給状況等を勘案し、本法施行後4年を目途として、制度の見直しなどの総合的な検討を加えること」との附帯決議がなされた。

こうしたことから、平成19年法改正後の施行状況を踏まえ、被災者生活再建支援制度等について、学識経験者からなる検討会を開催し、各論点の制度見直し方針について利点、問題点等を検討・整理するものである。

2. 主な検討項目

- ・被災者生活再建支援制度など被災者に対する国の支援のあり方についての総合的な検討
- ・住家の被害認定について大規模災害に備えた効率的な実施体制の整備

3. スケジュール

平成23年2月3日(木) 第1回開催

夏 頃 中間とりまとめ

4. その他

本検討会の庶務は参事官(災害復旧・復興担当)において行う。